

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	平成31年4月12日 09時50分ごろ
発生場所	福島県相馬市鷺ノ尾 ^{そうまうの} 尾崎北東方沖 相馬港松川浦 ^{まつかわうら} 南防波堤灯台から真方位092° 2.5海里付近 (概位 北緯37° 50.2′ 東経141° 01.7′)
事故の概要	漁船 ^{かんのん} 観音丸は、航行中、主機の過給機周辺で火災が発生した。
事故調査の経過	令和元年9月24日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 観音丸、19トン FS2-3165（漁船登録番号）、個人所有 第210-45770号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力559kW、回転数毎分 1,400、6気筒、ボア160.0mm、使用燃料A重油、平成10 年7月製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	過給機潤滑油配管に破損、過給機に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長ほか甲板員3人が乗り組み、操業を終えて帰航中、後部甲板上で作業をしていた甲板員が、異臭を感じるとともに、同甲板上の機関室出入口室の換気口から噴出する煙に気付き、機関室を確認したところ、主機の過給機周辺で火炎及び煙が発生しているのを認め、報告を受けた船長が操舵室で主機を停止した。</p> <p>本船の乗組員全員は、持ち運び式粉末消火器4本を使用して消火作業を行った後、機関室船尾側にある活魚槽の海水を主機の過給機周辺にかけ、鎮火させた。</p> <p>本船は、船長が、航行不能と判断し、僚船に救助要請を行い、来援した僚船によって松川浦漁港までえい航された。</p> <p>機関修理会社担当者は、‘過給機軸受部に潤滑油を供給する過給機入口付近の配管’（以下「本件配管」という。）が破損していることを認め、過給機周辺の高温状態及び機関の振動を受ける状況下、本件配管を使用し続けたので、経年劣化によって破損したと推察した。</p> <p>本船は、過給機のほか、排気ガス出口排気管、同排気管周辺の機関室内壁が焼損していた。</p> <p>船長は、本事故後、主機の運転中に過給機周辺の振動が大きいので</p>

	<p>で、振動によって本件配管が破損したと思った。</p> <p>本件配管は、20年を超えて交換されていなかった。</p>
分析	<p>本船は、本件配管が20年を超えて使用されていた状況下、航行中に本件配管が経年劣化により破損したことから、噴出した潤滑油が過給機、排気管等に降りかかって出火した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件配管が20年を超えて使用されていた状況下、航行中に本件配管が経年劣化により破損したため、噴出した潤滑油が過給機、排気管等に降りかかって出火した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過給機等に潤滑油を供給する配管は、定期的に外観等の点検を行い、必要に応じて新替えを行うこと。